

憲法審査会レポート

2024-12-20

No. 46

編集：平和フォーラム

12月19日、今臨時国会初となる衆議院憲法審査会が開催されました。なお、国会会期は小幅延長のうえ、24日までとなっていますので、現状では衆参ともに今後の開催の予定はありません。

※追記：12月24日、閉会にあたっての手続きのため、衆議院憲法審査会が数分のみ開催されています。

2024年12月19日（木） 第216回国会（臨時会） 第1回 衆議院憲法審査会

【アーカイブ動画】

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=55448

※「はじめから再生」をクリックしてください

【会議録】

※公開され次第追加します（おおむね2週間後になります）

【マスコミ報道から】

衆院憲法審、自・立に溝 枝野会長下で初の討議

<https://nordot.app/1242315946075243501>

“衆院憲法審査会は19日、立憲民主党の枝野幸男会長の下で初の本格的な討議を行った。自民党は憲法改正の優先テーマとして緊急事態時の国会議員任期延長を主張。立憲民主党はテレビCMなどを規制するため国民投票法の改正が最優先課題だと反論し、与野党第1党の立場の違いが改めて浮き彫りとなった。”

衆院憲法審査会 枝野審査会長のもと初討議

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241219/k10014672491000.html>

“19日の討議は「今後の議論の進め方」がテーマで、与党側の筆頭幹事を務める自民党の船田 元経済企画庁長官は、緊急時の政府の権限や国会のルールを定める「緊急事態条項」に関連して国会議員の任期延長を最優先に議論を進めるべきだと主張しました。”

“そのうえで「韓国の非常戒厳を引き合いに『緊急事態条項は乱用のおそれがある』と言われるが、政治活動を禁止したり報道や集会を規制したりするものとは性質が異なる」と述べました。”

緊急事態条項、自民「優先を」 立民、選挙妨害巡る議論提起—衆院憲法審

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024121900117&g=pol>

“自民の船田元氏は、大規模災害など緊急時に国会機能を維持する「緊急事態条項」の論点整理が既に行われていると指摘。「これを発射台とし、優先的に議論を進めていくべきだ」と訴えた。公明、日本維新の会、国民民主の各党も同調した。”

野党会長のもと初の憲法審査会、最優先課題に改憲派は「緊急事態条項」

一方、立憲「国民投票法」

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1627375>

“…立憲民主党は選挙妨害の問題や表現の自由の保障に関わる国民投票法の改正を最優先課題として掲げたうえで、内閣の衆院解散権を制約するなど国家権力を抑制するための仕組み作りを議論すべきだと主張しました。”

【傍聴者の感想】

枝野会長のもとでの初めての憲法審査会が開催されました。冒頭、幹事などの事務的な確認を行ったうえで、これまでの経過の復習として、「憲法審における憲法論議の経過」について、衆議院法制局から説明されました。これを20分ほど行い、その後は憲法審の進め方についてすべての会派(8会派)から意見表明、その後任意に発言を求め、6人の委員が他会派への質問という形で発言しました。

自民党は改憲4項目のうち、緊急事態、選挙困難事態、議員任期延長について優先したい旨を述べ、あわせて改憲手続法についても速やかな検討をすべきとしました。他の改憲4会派も同様の趣旨を表明しました。これに対して立憲民主党は、改憲手続法は最優先課題としつつ、選挙運動の自由と表現の自由、恣意的な解散の抑制、臨時国会の召集期限、同性婚、政治資金の自由など

様々な課題があり、議論を深めるべきとしました。れいわ、共産党は、憲法を変える議論ではなく、現実を変えることに注力すべきとの主張をしました。

発言の内容や方向性にこれまでの憲法審との大きな変化は感じられず、ただ全体的に改憲手続法への言及が多く、課題意識も会派による対立的な違いは少ないことから、この課題が大きくなるのかなという感じがしました。

会長を立憲民主党から選出されたほか、会派別の委員の構成比も変わりましたが、会派の数自体は変わらず、委員全体の過半数が改憲派であることには変わりはありません。憲法審で具体的にどういう議論がされているのか、どういう問題があるのかを、丁寧に市民に伝えていくと取り組みが今後も必要であることをあらためて痛感しました。

【憲法学者から】飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）

2024年12月19日衆議院憲法審査会について

戦争をさせない1000人委員会「壊憲・改憲ウォッチ（47）」より転載

<https://www.anti-war.info/watch/2501041/>

【1】はじめに

2024年12月19日、衆議院では憲法審査会が開催されました。

この原稿、2025年1月1日に書いています。率直な感想として、この原稿を書いている最中に「ため息」が出ました。

改憲5会派の改憲論、あまりにも憲法の理解に欠け、支離滅裂だからです。

たとえば日本維新の会の馬場伸幸議員、「立憲主義、民主主義の根幹には国民主権があります」と発言しています。

「民主主義の根幹には国民主権がある」とはどういうことでしょうか？

自民党は、自党の過去の立場に矛盾する発言すら平然と行います。

船田元議員が「平成24年の自民党の憲法草案でございます。この扱いにつきましても、確かに自民党の中でのオーソライズはしたものでございますが、その後、様々な検討を行いましたところ、この24年の草案については、ある意味では歴史的な文章として凍結をしている」と発言した時、他会派の議員たちは「失笑」していました。

一方、2024年10月の衆議院選挙後、憲法審査会の委員や構成が変わり、好ましい傾向も出ています。

ちょっと長くなりますが、ここでは憲法審査会の問題点と今後の指針に言及します。

【2】日本維新の会の問題点

(1) 馬場伸幸前日本維新の会代表の支離滅裂な憲法理解

日本維新の会の馬場伸幸議員は、「立憲主義、民主主義の根幹には国民主権があります」と発言しています。

「民主主義の根幹には国民主権がある」とはどういうことでしょうか？ 馬場議員にはぜひ、「民主主義」と「国民主権」の関係について説明してほしいです。

樋口陽一東京大学名誉教授は、「国民主権」と「立憲主義」は緊張関係にある旨主張していますし、私もそう理解しています。

「国民主権」の実現で個人の権利・自由が全く侵害されないのであれば、国家権力を拘束する「立憲主義」は必要ないからです。

「立憲主義……の根幹には国民主権がある」と発言した馬場議員、「立憲主義」と「国民主権」の関係をどう捉えているのでしょうか？

馬場伸幸議員は「憲法を国民の手に取り戻すときです」とも発言していますが、国民全体が改憲を真剣に求めているわけではありません。

国民全体が求めてもいないのに政治家が自分たちの政治目的を達成する口実として「国民意志」を援用することこそ、「国民主権」濫用の危険性として憲法学界でも警戒されてきたことです。

(2) 中山太郎氏の神髄とは

憲法審査会で議論をするのであれば、実際の憲法問題を真剣に議論すべきです。

ところがいつものように、馬場伸幸議員は今回も憲法審査会で執拗に自民党、立憲民主党、共産党批判をしていました。

「弟子だった私が中山方式の神髄をはっきり申し上げます」と馬場伸幸議員は発言していましたが、中山太郎議員は自分と異なる立場の人たちを執拗に批判してきたのでしょうか？

「静ひつな環境の下で大所高所からの議論を行なうべき」（12月19日の橘幸信衆議院法制局長の紹介）というのが「中山方式」の神髄であれば、憲法審査会で他党批判をしつこく繰り返す馬場氏の対応、「中山方式」と相容れるのでしょうか？

「年末年始の閉会中も審査会を適時開いて、議論を前に進めようではありませんか」と馬場氏は発言していますが、憲法審査会で執拗に他党批判を繰り返すのであれば、憲法審査会の開催は必要ありません。

（3）規範意識の欠如

1巡目の自由討議に関しては、幹事会の協議に基づいて発言は各会派一名ずつで7分以内、時間を経過したらブザーを鳴らすとしていました。

発言時に馬場伸幸議員はブザーを鳴らされましたが、急いで発言をまとめることなく、延々と発言を続けました。

幹事会の協議に基づき、2巡目は他党に対する質問とされていました。

ところが同じく日本維新の会の阿部圭史議員は他党への質問をしないで自己の主張を続けました。

ルールを守らない阿部圭史議員に枝野幸男会長は注意しました。

今回の憲法審査会でも馬場伸幸議員、阿部圭史議員の対応に規範意識の欠如を感じました。

【3】自民党の立場について

2024年12月に韓国で非常戒厳が発動され、その危険性が危惧されていることに関し、船田元議員は以下の発言をしています。

「韓国で発出されました戒厳令、非常戒厳、これを引き合いに、緊急事態条項には濫用のおそれがあり、憲法に緊急事態条項を設けるべきではないと言われることもしばしばございますが、韓国の戒厳令と我々が行っている議論とは全く別物と考えています」。

具体的にどう違うのか。船田議員は以下の発言をしています。

「我々が議論している、いわゆる議員任期延長を中心とした緊急事態条項は、いかなる緊急時であっても国会機能を維持し、国民の生命、身体、財産を守るために法律の制定や予算の議決ができるようにするための仕組みをつくっていかうというものであります。韓国の戒厳令のように政治活動を禁止したり報道や集会を規制したりするといったものとは全く性質が異なります」。

上記の発言、今までの自民党の対応からすれば「虚偽」と言わざるを得ません。

2025年1月1日に自民党憲法改正実現本部のHPで確認しましたが、「憲法改正実現本部は〔2024年〕9月2日、選挙困難事態における国会議員の任期特例に加え、早急に取り組むべき憲法改正の重要なテーマとして確認した、自衛隊明記と緊急政令に関する論点整理を取りまとめました」とされています。

ここでいう自民党の「緊急政令」こそ、韓国の「非常戒厳」と同様の危険性をもたらす改憲論です。

【4】有志の会北神圭朗議員の

発言について

北神議員は以下の発言をしています。

「韓国憲法第77条5項には、国会が在籍議員の過半数の賛成により戒厳の解除を要求したときは、大統領はこれを解除しなければならないと規定されています。大統領の非常戒厳に対する手続が明記されていたから

こそ、国会はこれにのっとなって非常戒厳の解除をすぐに行うことができたのです。このことを踏まえれば、緊急時に行政権の暴走を牽制する仕組みを憲法に明記することこそが、国会中心の民主主義を守ることにつながるのではないのでしょうか。

れいわ新選組の榊淵万里議員は緊急事態条項創設の改憲論について、「事実と異なる国会答弁を118回も行った総理大臣さえいました。憲法を無視し、国会にうそをつく日本で緊急事態条項のルールが守られるなど、空絵事でしかありません」と批判しています。

榊淵議員の発言に北神議員は説得力をもって反論できるのでしょうか？

国会の解除手続があったから濫用されなかったと北神議員は述べていますが、そもそも解除手続が明記されていたのは、非常戒厳の濫用を防止するためです。

時の政権による濫用の危険性を回避するためには、緊急事態条項自体を憲法に導入しない方が適切ではないのでしょうか？

「緊急時に行政権の暴走を牽制する仕組みを憲法に明記することこそが、国会中心の民主主義を守ることにつながるのではないのでしょうか」と北神議員は発言していますが、そのような目的から、憲法に緊急事態条項を設けず、「参議院の緊急集会」で対応すると帝国議会憲法改正委員会で金森徳次郎大臣が答弁していた意義を理解する必要があります。

【5】公明党の「環境権」の

主張について

公明党の濱地雅一議員は「環境権」の議論もすべきと発言しました。

ただ、スペインで訴訟が乱発されたことを口実にして、「環境権等につきましても、国民の主観的権利ということではなく、「国は」で始まる、国に対する責務を課すよう

な規定でなければならない」と発言しています。

公明党が主張する「環境権」に関する改憲論、市民に権利を保障することを目的にしていないことを念頭に置く必要があります。

【6】憲法審査会では

何を議論すべきか

今まで紹介したように、改憲5会派の改憲論議は支離滅裂、自党の立場とすら異なる主張を公然と行うなど、大問題です。

一方、立憲民主党、れいわ新選組、共産党は国会法102条の6を根拠に「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制」の調査の必要性を主張しました。

立憲民主党の武正公一議員は「同性婚の法制化」等の議論の必要性を主張しました。

れいわ新選組の榊淵万里議員は、「憲法25条1項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。しかし、それができていない。憲法審査会では、このように現行の憲法規定が遵守されていない問題を徹底的に議論すべきでしょう。現行憲法さえ守れない者たちに憲法改正を論じる資格は一切ありません」と主張しています。

「30年にわたる不況、コロナ、そして物価高の三重苦で国民が苦しむ中」、憲法25条が実現されていない現実こそ徹底的に議論すべきという榊淵議員の発言、極めて大切です。

日本共産党の赤嶺政賢議員も沖縄の基地問題に加え、「同性婚や選択的夫婦別姓、学費や教育費の無償化、貧困と格差、えん罪と再審請求、外国人の人権など、全てが憲法問題です。憲法の原則に逆行し、踏みこじられている政治と社会の実態を放置することは許されません。私たちは、政治家は憲法を変える議論ではなく憲法に反した現

実を変えるための議論をすべき」と主張をしています。

憲法審査会で議論すべきは、人々のいのちと暮らしを守ることを目的とする憲法の理念を活かす政治が行われているのか、そうした議論です。

憲法審査会を開催するのであれば、国会法102条の6に基づく政治の実態を議論すべきと私たち市民も強く主張することが重要です。

【7】選挙を視野に入れて

2024年の通常国会まで、議員数の圧倒的違いから、衆議院憲法審査会は改憲5会派による強行的な主張・対応がまかり通っていました。

しかし2024年12月19日の衆議院憲法審査会、議論の状況が変わっていました。

とりわけ立憲民主党、れいわ新選組、日本共産党の委員が国会法102条の6を根拠

とする憲法実態の調査を力強く主張したこと、米山議員の発言のように、企業・団体献金と憲法の関係について憲法審査会で追及できる環境が生じたことは、私たちのいのちと暮らし、生活をよくするためには極めて有益な変化です。

衆議院憲法審査会がこうした状況になったのは、2024年10月の衆議院選挙で改憲会派が議席を減らす一方、立憲民主党が議席を増やし、共産党に加えてれいわ新選組も憲法審査会で発言できるようになったからです。

支離滅裂な改憲論議が「国権の最高機関」である国会で幅を利かせ、国民・市民の平和と暮らしを脅かす改憲にむけた動きを阻止するためにも、2025年の参議院選挙、さらに次の衆議院選挙でも「ジゴクイコウ」（自民、国民、維新、公明）といわれる改憲会派の議席を増やさないとりくみが必須です。